

令和6年度小規模事業者販路開拓助成金公募要領（2次募集）

令和6年6月10日制定

この要領は、小規模事業者販路開拓助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、令和6年度小規模事業者販路開拓助成金（2次募集）について、その特例を下記のとおり定めるものとする。

記

1 対象とする展示会、見本市等

令和6年7月8日（月）以降に開催され、令和7年2月28日（金）までに出展が終了する展示会等を本助成金の対象とする。

2 募集期間

令和6年6月10日（月）から 令和6年6月28日（金）17時まで

3 その他

（1）申請者多数の場合は、助成額を減額する場合がある。

（2）助成金の交付は、中小企業販路開拓助成金、中小企業海外販路開拓助成金を含め、当該年度において1申請者につき1回限りとする。

なお、集合（対面）型の展示会でオンライン展示会を併設するものについて、双方に出展を行う場合は、どちらか1つの展示会のみ補助対象とする。

（3）過去5年間以内に助成交付を受けた同一の展示会、見本市等については、助成対象外とする。また、開催方式を集合（対面）型からオンライン型に切り替えた展示会も同一の展示会とみなす。

（4）主催者等の都合で開催期間が延期され、出展が令和7年3月1日（土）以降となった場合は、助成金の交付対象としない。